

今別町内水面漁業協同組合内共第18号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、今別町内水面漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第18号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、やまめ及びいわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、前項の承認をするものとする。

3 遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）は、直ちに第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具漁法の制限)

第3条 漁場区域内においては、手釣・竿釣以外の漁法によって遊漁をしてはならない。

2 まき餌の使用及びひっかけ漁法は禁止する。ただし、ひっかけ漁法のうち7月1日から9月30日までの期間内で行うあゆの友釣はこの限りでない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	7月1日から9月30日まで
いわな やまめ	4月1日から9月30日まで

(全長の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
やまめ、いわな	15センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、小中学校生徒又は肢体不自由者を除き、200円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ、やまめ、いわな	手釣・竿釣	1日 400円
		1年 3,000円
未就学の幼児		無料
小中学生徒又は肢体不自由者		1日 200円
		1年 1,000円

2 遊漁料は次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 本郷農機（今別町大字大川平字村元245番地2）
- (2) 小鹿釣具店（今別町大字今別字今別117番地1）
- (3) 道の駅いまべつ（今別町大字大川平字清川87番地16）

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
 - (2) 承認期間
 - (3) 遊漁料の額
 - (4) 発行者名
- 2 漁具・漁法、遊漁区域、注意事項については、別途記載した書面を配布する。
- 3 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。
- 4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁承認証に関する事項)

第8条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）が発行する県内共通遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、次の表の1年当たりの遊漁料を納付しなければならない。

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料（1年）
全魚種	あゆ・やまめ・いわな・にじます・ひめます（蔦沼のみ）・うぐい・こい・ふな・うなぎ	手釣 竿釣	15,000円
溪流漁	やまめ・いわな・にじます・ひめます（蔦沼のみ）・うぐい・こい・ふな・うなぎ	手釣 竿釣	8,000円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所又は漁連が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会

3 第1項の遊漁承認証に記載する事項は、前条第1項に準ずるものとする。

4 遊漁に際しては、当該遊漁承認証を所持しなければならない。

5 第1項の規定にかかわらず、前項の規定に違反した者については、第7条第1項に規定する遊漁料を徴収する。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、全区域において川底をかくはんしてはならない。

5 ブラックバス及びブルーギルを採捕した場合は、再放流してはならない。

6 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章又は上着を着用するものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) その他必要な事項

(5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。